

第7回 出雲崎町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年1月25日(木) 午後4時00分から午後4時30分

2 開催場所 出雲崎町役場 会議室

3 出席委員

農業委員(5人)

会長	3番	内藤 仁
会長職務代理者	2番	諸橋 清隆
委員	1番	岡田 美由紀
	4番	丸山 百合江
	5番	中野 正啓

農地利用最適化推進委員(5人)

田口 正明
加藤 和一
田口 貞夫
服部 隆

4 欠席委員

農地利用最適化推進委員 丸山 国夫

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第4 議案第2号 農業経営基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について

第5 議案第3号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について

第6 議案第4号 出雲崎町農業委員会の法令遵守申し合わせ決議について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 矢島 則幸

事務局主任 和田 拓也

7 会議の概要

事務局 ただいまから第7回出雲崎町農業委員会総会を開会いたします。

議長 本日は農業委員が全員出席していますので、総会は成立しております。このまま総会を進行いたします。

議長 それでは、出雲崎町農業委員会会則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし) の声

議長 それでは、2番 諸橋委員、4番 丸山委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の和田主任を指名いたします。

議長 諸般の報告をさせていただきます。

- ・市町村農業委員会役員等研修会
- 期 日：令和6年1月23日(火)
- 会 場：新潟市
- 出席者：会長、和田

議長 それでは議事に入ります。報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明願います。

事務局 報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、ご説明いたします。議案書の1ページをご覧ください。このたび、合意解約の通知が2件ございます。

事務局 **【議案書に基づいて内容を説明】**

事務局 番号1については耕作者の変更のための解約であり、次回総会で新しい耕作者についてお諮りします。番号2については、耕作者は変わりませんが契約内容の変更のための解約であり、議案第2号でお諮りします。説明は以上です。

議長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですので、報告第1号について終了いたします。

議 長 続きまして、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。

事 務 局 議案第 1 号について説明します。
農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 件の申請がありました。

【議案書に基づいて内容を説明】

本件は経営移譲年金に係る農地使用貸借権の再設定となります。説明は以上です。

議 長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

岡田委員 貸人と借人の住所が同じであるが、親子か。

事 務 局 その通りです。

議 長 他にご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第 1 号について許可決定することにご異議ございませんか。

(異議なし) の声

議 長 ご異議がないものと認め、議案第 1 号について許可決定します。

議 長 続きまして、議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明願います。

事 務 局 議案第 2 号について説明します。
農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、このたび 10 件の申請がありました。

事 務 局 **【議案書に基づいて内容を説明】**

事 務 局 以上、再設定が 6 件、新規設定が 4 件となります。なお、申出書の内容を確

認した結果、受け手となる農業者につきましては全員、農業経営基盤強化促進法第18条の3項の各要件、基本構想、農用地の効率利用、農作業従事要件を満たしている農業者と考えられます。

議 長 　　ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

岡田委員 　　番号2と番号3の借人は設定期間が20年と長いですが、年齢的に耕作できるのか。

事 務 局 　　後継者がいらっしゃるのので、耕作可能と考えております。

議 長 　　他にご意見、ご質問はございませんか。

（意見、質問なし）

議 長 　　ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第2号について許可決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）の声

議 長 　　ご異議がないものと認め、議案第2号について許可決定します。

議 長 　　続きまして、議案第3号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について、事務局より説明願います。

事 務 局 　　議案第3号について説明します。

農用地利用集積等促進計画案に関する意見について、ご説明いたします。本件は中間管理事業に関する議案となります。中間管理機構に貸し出されている土地について、新たな耕作者を設定するものです。町が促進計画案を作成するにあたっては、農業委員会から意見を聴くことが適当であるとされており、町当局から意見聴取の依頼を受けているところであります。これにより、皆様に意見を求め、意見がない時は意見なしの旨を回答することをお諮りするものです。それでは、計画案1件についてご説明します。

【議案書に基づいて内容を説明】

事 務 局 　　本件は〇〇氏が耕作していた土地ですが死亡により、△△氏が新たに耕作するものです。隣接地については、昨年10月総会で利用権設定を承認していただいております。

議 長 　　ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

諸橋委員 　　添付資料で一体利用地と示してある周りの農地が、この耕作人が借りる隣接地ということか。

事 務 局 　　その通りです。

議 長 　　他にご意見、ご質問はございませんか。

（意見、質問なし）

議 長 　　ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第3号について許可決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）の声

議 長 　　ご異議がないものと認め、議案第3号について許可決定します。

議 長 　　続きまして、議案第4号 出雲崎町農業委員会の法令遵守申し合わせ決議について、事務局より説明願います。

事 務 局 　　議案第4号について説明します。

出雲崎町農業委員会の法令遵守申し合わせ決議について説明させていただきます。こちらは綱紀粛正を徹底することを目的に、毎年最初の総会で決議いただいているものとなります。申し合わせ内容につきましては、議案書の最終頁をご覧ください。

議 長 　　内容を私が読み上げます。

【申し合わせ内容を読み上げ】

議 長 　　以上ですが、意見はありますでしょうか。

（意見、質問なし）

議 長 　　ご異議がないものと認め、議案第4号について承認いたします。皆様よろしくお願います。

議 長 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。その他の件について、委員からご発言あれば挙手をお願いいたします。

議 長 それでは、以上をもちまして出雲崎町農業委員会第7回総会を閉会いたします。

出雲崎町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名します。

令和6年1月25日

議 長 ⑩

議事録署名委員
2 番 ⑩

議事録署名委員
4 番 ⑩